



「新成人 決意を新たに」 秩父別町成人式 1/6

●34年ぶりに人口が増加しました

【北海道日ハムファイターズ応援大使2018】

●等身大パネルなど贈呈いただきました

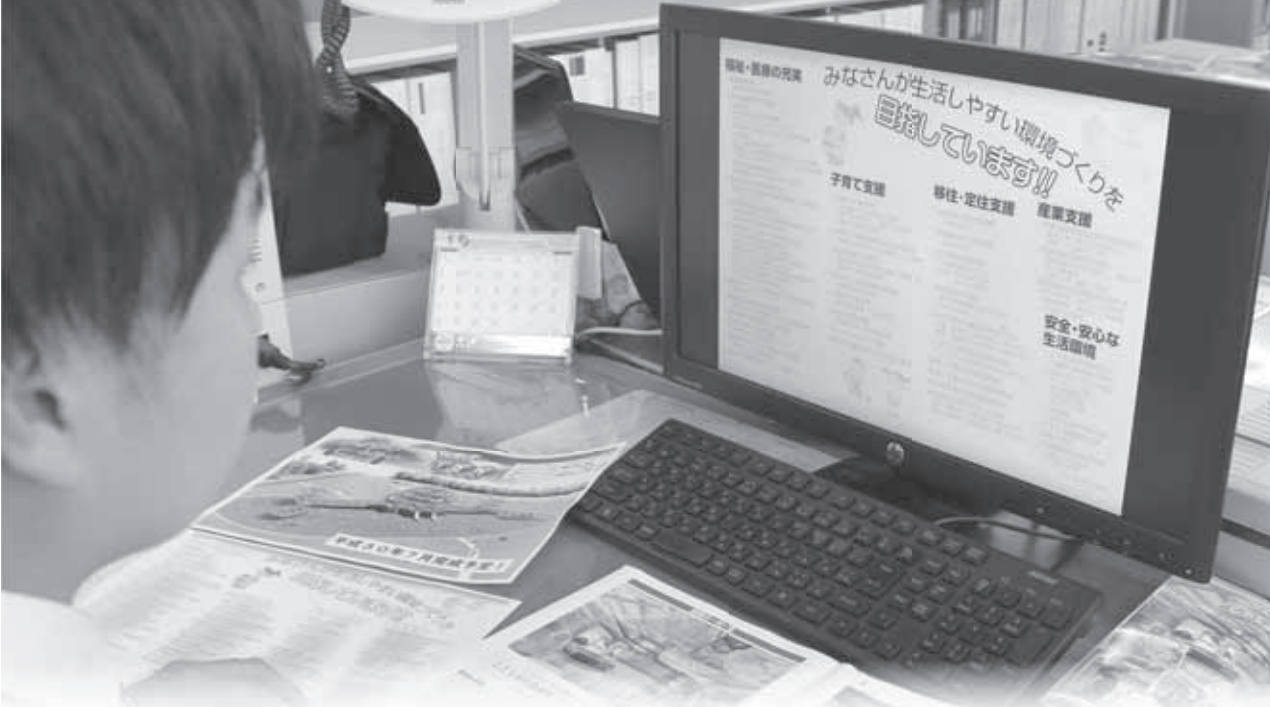
●議会だより

●タクシー助成事業について

34年ぶり

人口が増加しました!!

3人増加



平成30年1月1日現在で人口が2436人となり、昨年同日と比べると3人の人口増加となりました。

昭和58年に8人増加して以来、34年ぶりの人口増加となりました。

平成29年中の人口移動の内訳は、転入が98人で出生は13人、転出は62人で死亡が46人。「転入」と「転出」の社会動態としては、36人が増加し、平成25年に続き、転入超過団体となりました。

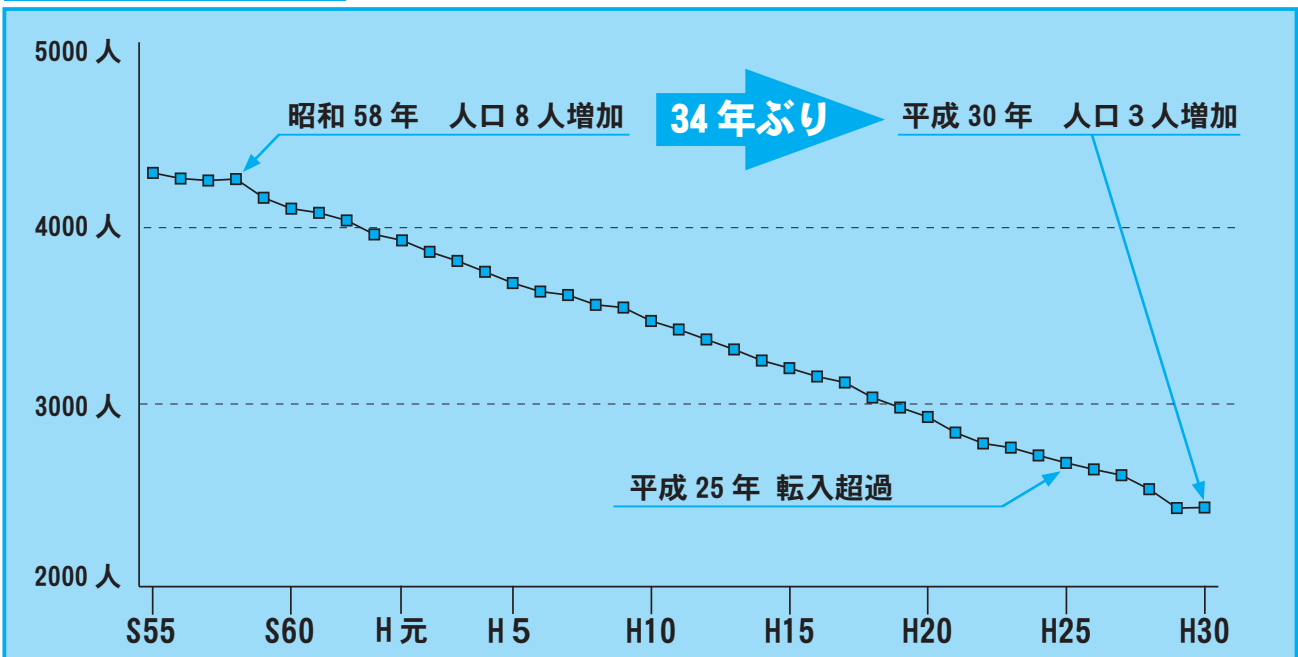
また、転入者98のうち、20・30代が約4割を占めており、新婚世帯・子育て世帯を対象にした家賃助成・引越し費用助成、転入就業者を対象にした定住促進家賃助成が、若い世代の方の転入につながりました。

今後とも、町では、皆さんの住みやすい環境づくりを進めていきます。

各年1月から12月までの年間人口移動状況

年	転入	転出	社会動態	出生	死亡	自然動態
H25	70人	66人	+4人	19人	57人	-38人
H26	81人	88人	-7人	17人	41人	-24人
H27	51人	107人	-56人	18人	39人	-21人
H28	57人	126人	-69人	10人	45人	-35人
H29	98人	62人	+36人	13人	46人	-33人

昭和55年以降の人口推移 各年1月1日現在



北海道日本ハムファイターズ
#23渡邊 諒選手 #30鍵谷陽平選手



北海道日本ハムファイターズ応援大使

等身大パネルなど贈呈いただきました



ファミリースポーツセンター

北海道日本ハムファイターズの渡邊諒選手と鍵谷陽平選手が、秩父別町の応援大使に決まったことを受け、12月22日、球団職員の方が役場を訪れ、「選手の名前を活用して町を盛り上げてください」と、神薙町長に両選手のサイン入りユニホームなどが手渡されました。

定。本町を代表して秩父別タイガース（野球少年団）の選手が見事引き当てました。

今回寄贈を受けたのは、両選手のサイン入りユニフォームや等身大パネル、ポスターなど。サイン入りユニフォームと等身大パネルは、ファミリースポーツセンターに、秩父別温泉には等身大パネルを展示していますので、ぜひご覧いただき、記念撮影にもご活用ください。



秩父別温泉

秩父別町応援大使 選手プロフィール



わたなべ りょう
渡邊 諒 選手

- ・背番号 23
- ・ポジション 内野手
- ・生年月日 1995年4月30日
- ・身長 / 体重 178cm / 78kg
- ・出身 茨城県
- ・投打 右投げ / 右打ち
- ・経歴 東海大甲府高
—北海道日本ハム



かぎや ようへい
鍵谷陽平 選手

- ・背番号 30
- ・ポジション 投手
- ・生年月日 1990年9月23日
- ・身長 / 体重 177cm / 83kg
- ・出身 北海道（七飯町）
- ・投打 右投げ / 右打ち
- ・経歴 北海高一中央大
—北海道日本ハム

秩父別町にお住まいの方へ
ファイターズ戦にご招待！！

詳しくは裏表紙
をご覧ください

秩父別町認定こども園くるみ

秩父別町認定こども園くるみ

平成30年度 入園児募集

平成30年4月1日から秩父別町認定こども園に入園する児童を募集します。

認定こども園の利用を希望される方は「支給認定」を受け、「支給認定区分」により認定こども園をご利用いただくことになります。

平成30年度は設立以来最も入園児童が多くなる見込みで、こども園の指定管理者（NPO法人あおぞら）では対策を講じておりますが、慢性的な保育士不足の中、保育士の確保が非常に困難であり、受入が厳しい状況が続いております。

そのため、3歳未満児の入園申込みについては、こども園の受入状況及び各世帯の保育の必要性により、入園の可否を決定させていただくこととなります。（申込順ではありません。条件付きによる入園や途中退園をいただく場合があります。）

保護者の就労等に支障を来しかねないことで誠に申し訳ありませんが、状況をご理解いただきお申込みくださいますようお願い申し上げます。

支給認定・こども園利用申請受付期間

平成30年 **2月13日**（火）～平成30年 **2月28日**（水）

【申請書類】 役場住民課総合窓口グループまたは認定こども園くるみで配付します。

【定員】 1号認定児童（平成30年4月1日現在、3歳から就学前までの児童） 10名
2号・3号認定児童（概ね生後10ヶ月から就学前までの児童） 70名

【提出・お問い合わせ先】 秩父別町役場住民課総合窓口グループ 電話 33-2111
秩父別町認定こども園くるみ 電話 33-2450

【入園説明会】 3歳未満児の入園を検討されている方対象の事前説明会を下記により実施いたします。
日時 平成30年2月21日（水）18:30～
場所 秩父別町認定こども園くるみ

◆【支給認定は3区分】

対象者	支給認定区分	
満3歳以上で教育のみを希望される方	1号認定	教育標準時間（原則4時間）
満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される方	2号認定	保育標準時間・保育短時間
満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される方	3号認定	

◆【保育必要量「保育標準時間」と「保育短時間」の認定区分】

保育を必要とする2号認定・3号認定については、保育を必要とする事由やその状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに認定します。

保育標準時間	原則として1日8時間保育	1日最長7時30分から18時までの保育が可能
保育短時間	1日最長8時間までの保育	保育時間8時30分から16時30分

◆ **【保育を必要とする事由】** 保護者のいずれもが次のいずれかに該当する必要があります。

3歳未満児の場合には、提出された証明書について事業所への聞き取り等により保育の必要性を確認し、入園の可否を決定させていただきます。

また、児童と同居の世帯員（祖父母等）の状況により、利用の優先順位を調整することがあります。

保育を必要とする事由	事 情	保育の必要量
就労 (会社勤務・パート)	子どもの保護者が月64時間以上居宅外で仕事をするため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間(月120時間以上) 保育短時間(月64時間以上)
就労 (自営業・農業等)	子どもの保護者が月64時間以上居宅内・外で仕事(自営業)をするため、子どもの保育ができない場合	同上
妊娠・出産	子どもの保護者が出産前後のため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間 (出産後8週間後の月末まで)
	妊娠出産により退職(就業形態等で育児休業の取扱いがない)した場合で、出産後に復職・就労を予定している場合	保育短時間(原則) 生まれた子供が1歳を迎える前々日まで
育児休業取得時に、既に保育を利用している	当該育児休業に係る子ども以外が既に保育を利用しており、継続利用を希望する場合	保育短時間(原則) 生まれた子供が1歳を迎える年度末まで
保護者の疾病・障がい	子どもの保護者が病気、負傷、心身の障がいのため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
同居親族の介護・看護	子どもの家庭に介護の必要な人や、長期にわたる病人がおり、介護・看護のため、保護者が子どもの保育ができない場合	保育標準時間
災害復旧	火災や風水害、地震などにより、家屋を失ったり破損したため、復旧の間、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
求職活動	子どもの保護者が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、子どもの保育ができない場合	保育短時間(原則) 最長90日まで
就学	子どもの保護者が就学(職業訓練を含む)のため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間・保育短時間
虐待・DV	児童虐待を行っている、またはおそれがあると認められる場合や配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
その他	上記に類する状態として町長が認める場合	保育標準時間・保育短時間

◆ **【保育料】**

保護者が負担する保育料は、保護者の町民税をもとに決定しています。

保育料は、4月から8月までは前年度町民税をもとに、9月から3月までは当年度の町民税をもとに決定するため、年度途中で保育料が変更になる場合があります。

※**秩父別町の保育料は、子育て世代の保護者の保育料負担を軽減するため、国の基準額より約50%から70%の軽減や同一世帯の入園児2人目以降無料などの設定をしています。**

【認定こども園ぐるみで実施している各種事業】

【一時保育事業】 8時30分から16時30分(半日単位も可)

次の理由のため一時的に保育が必要になった方が利用できます。利用期間は原則として月14日以内とし、週平均3日以内です。

- ・週数回のパートタイム等の就労や保護者の突然の病気、冠婚葬祭などの急な予定が入ったとき
- ・認定こども園への体験入園をしたいとき
- ・育児疲れなどにより休養を要するとき

【預かり保育事業】

一時保育事業と同様の理由により、1号認定(教育標準時間)児童の保育時間前後、保育が必要になった方が利用できます。

【延長保育事業】

一時保育事業と同様の理由により、2・3号認定(保育短時間)児童の保育時間終了後、保育が必要になった方が利用できます。

【地域子育て支援センター事業】

子育てサロン、子育てなんでも相談、あそびの広場、子育て講座など、子育て中の親子が集える場所として、週5日開設しています。